福島県ＩＣＴ推進市町村支援事業費補助金交付要綱

（令和２年４月１日　制定）
（令和４年４月１日　一部改正）
（令和５年４月１日　一部改正）
（令和７年４月１日　一部改正）
（令和８年４月１日　一部改正）

（趣旨）

第１条　県は、ＡＩやＲＰＡ等の先端的な情報通信技術（以下、「ＩＣＴ」という。）を活用した市町村の業務効率化等を推進し、また、デジタル化の恩恵を広く行き渡らせるため、市町村および市町村事務の合理化を目的に市町村のみで構成される協議会等（以下、「市町村等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　先端的なＩＣＴ

先端的なＩＣＴとは、ＡＩ、ＲＰＡ、ノーコード・ローコードツールに関連したＩＣＴをいう。

（２）　ＡＩ

ＡＩとは、機械学習やディープラーニング等の技術を取り入れ、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、または、人間が知的と感じる情報処理技術をいう。

（３）　ＲＰＡ

ＲＰＡとは、ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化をいう。

（４）ノーコード・ローコードツール

画面操作又は最小限のコードにより、アプリケーション又はシステムを開発できるソフトウェアをいう。

（５）財政力指数

特別交付税に関する省令（昭和５１年自治省令第３５号）第２条第１項第１号に規定する財政力指数をいう。

（補助の対象となる事業）

第３条　補助金の交付対象事業（以下、「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

（１）　補助の対象となる事業は、市町村等が、先端的なＩＣＴを活用し、行政課題の分析・解決、団体内における業務効率化を図る事業。

（２）　住民に対して直接的なサービス提供を伴わない事業。
（３）　国庫補助金の交付を受けない事業。
（４）　デジタル活用推進事業債を活用しない事業。

（補助の対象となる経費及び補助率）
第４条　補助の対象となる経費は、別表１のとおりとする。
２　補助率及び補助上限額は、別表２の区分に応じた率及び額を適用する。
３　補助金は、第１項の補助の対象となる経費に第２項の補助率を乗じた額と第２項の補助上限額とを比較し、低い方の額とする。
　なお、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（申請書の様式等）
第５条　規則第４条第１項の申請書は、第１号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
２　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
（１）　事業計画書
（２）　予算書写し又は歳入歳出予算（見込）書抄本（様式第２号）
３　申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、１部とする。

（交付決定前の事前着手）
第６条　規則第５条に定める知事の交付決定を受ける前に、支援事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した福島県ＩＣＴ推進市町村支援事業費補助金交付決定前着手申請書（様式第３号）に第１号様式及び申請書に添付すべき書類を添えて１部を知事に提出し、その承認を受けて着手することができる。

（補助金交付の条件）
第７条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。
（１）　補助対象経費が２０パーセント以内の減額であるもの
（２）　別表１に掲げる補助対象経費区分間における２０パーセント以内の流用増減であるもの
（３）　補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの
２　市町村等の代表者は、前項に規定する軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ文書でその旨を知事に届け出るものとする。

３　規則第６条第１項第５号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

（１）　市町村等が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という　。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

（２）　市町村等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（３）　市町村等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（変更の承認の申請）

第８条　規則第６条第１項第１号又は第２号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、ＩＣＴ推進市町村支援事業費補助事業変更承認申請書（第４号様式）又は中止（廃止）承認申請書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第９条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

２　申請を取り下げようとする市町村等の代表者は、前項に規定する期日までに、ＩＣＴ推進市町村支援事業費補助事業交付申請取下げ届出書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払）

第１０条　知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

２　市町村等の代表者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、ＩＣＴ推進市町村支援事業費補助金概算払請求書（第７号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１）事業の進捗状況が確認できる資料

（補助事業遅延の届出）

第１１条　市町村等の代表者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにＩＣＴ推進市町村支援事業費補助事業遅延報告書（第８号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１２条　規則第１１条の規定による事業の遂行及び収支の状況の報告は、知事が必要と認めて報告を求めたとき、ＩＣＴ推進市町村支援事業費補助事業実施状況報告書（第９号様式）により行うものとする。

２　市町村等の代表者は、当該事業が完了したときは、速やかにＩＣＴ推進市町村支援事業費補助事業完了報告書（第１０号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１３条　規則第１３条の規定による実績報告は、ＩＣＴ推進市町村支援事業費補助事業実績報告書（第１１号様式）により事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日（補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の４月５日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の交付の請求）

第１４条　補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業等が完了した場合は、ＩＣＴ推進市町村支援事業費補助金精算払請求書（第１２号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１５条　規則第１８条第１項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間とする。

２　規則第１８条第１項第２号及び第３号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価５０万円以上のものとする。

３　市町村等の代表者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、第２項に該当するものについて、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめＩＣＴ推進市町村支援事業費補助金に係る財産処分申請書（第１３号様式）により知事の承認を得なければならない。ただし、第１項に規定する財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りではない。

４　市町村等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

５　市町村等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第１６条　補助金の交付を受けた市町村等の代表者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表１　補助の対象となる経費

事業区分	経費区分	説明
第３条第１項第１号に掲げる事業	１　企画費	最適なシステム導入を行うため、検討委員会の開催や外部アドバイザー等からの意見聴取、外部事業者への委託等により、現行業務を分析し、システム導入の計画を作成する次の経費 １　報償費（委員・外部アドバイザー等） ２　旅費（委員・外部アドバイザー等） ３　使用料（委員会会場等） ４　業務委託費 ５　現行業務を分析・システムの導入計画の作成の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費
	２　導入費	システム開発、パッケージシステムの導入やカスタマイズ、システム機器のリースなどシステムの導入に係る次の経費 １　業務委託費 ２　ソフトウェア購入費 ３　ソフトウェア利用料 ４　システム機器賃借料 ５　システム機器購入費 ６　クラウドサービス利用料 ７　ネットワーク工事費 ８　通信費 ９　システムの導入に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費
	３　運用費	システムの運用に係る次の経費（初年度の運用経費に限る。） １　業務委託費 ２　ソフトウェア利用料 ３　システム機器賃借料 ４　クラウドサービス利用料 ５　通信費 ６　システムの運用に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費（事務的経費を除く。）

別表２　補助率等

事業区分	区分	事業形態	補助率	補助上限額
第３条第１項第１号に掲げる事業	前々年度の財政力指数が０．４未満であり、現年度の４月１日現在において次のいずれかに該当する市町村または、当該市町村のみで構成される協議会等 ア　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号。以下「過疎法」という。）第２条及び第41条（過疎地域） イ　過疎法第３条（一部過疎） ウ　過疎法第42条（みなし過疎） エ　過疎法附則第５条から第８条のいずれかに該当する市町村（特定市町村等）	複数の市町村が共同で実施する事業	２／３以内	６，６００千円
		上記以外の事業	１／２以内	５，０００千円
	上記以外の市町村等	複数の市町村が共同で実施する事業	１／２以内	５，０００千円
		上記以外の事業	１／３以内	３，３００千円